

厚生労働省和歌山労働局発表
平成24年3月30日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部監督課
	監督課長 友住弘一郎
	監察監督官 坂上 尚弘
	電話 073(488)1150 FAX 073(475)0113

平成23年 監督指導実施状況取りまとめ結果

- 監督を実施した1,646事業場のうち約75%が法違反 -

厚生労働省和歌山労働局(局長 かんだよしみ 神田義宝)は、平成23年において県下の5つの労働基準監督署が実施した臨検監督^{*1}の結果を取りまとめた。

その結果、平成23年1月から12月までの間に1,646事業場に対し監督を実施し、そのうち、法違反については是正勧告^{*2}を行った事業場は74.9%に当たる1,233件であった。平成21年以降、違反率は年々増加傾向にある。

また、法違反の内容としては労働時間に関するものが440件(26.7%)で最も多く、以下、割増賃金に関するもの361件(21.9%)、安全基準^{*3}に関するもの353件(21.4%)となっていた。

和歌山労働局では、管内の状況を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組みの確立、長時間労働の実効ある抑制及び過重労働による健康障害の防止、賃金不払残業の解消等を平成24年度の課題として、臨検監督等の監督指導を実施していくこととしている。

- *1 労働基準監督官が事業場に赴き実地に調査・指導を行うもので、今回の取りまとめにおいては労働者からの申告に基づくもの、労働災害を契機とするものは除いている。
- *2 労働基準監督官が臨検監督等において労働関係法令違反を認めた場合、是正期日を定めて書面による是正勧告を行った上で、是正確認を行うこととしている。
- *3 労働安全衛生法において規定されるもののうち、機械、設備、危険物、有害物、作業環境等の設置・管理等について定めた基準。

1 監督指導実施状況の概要

平成 23 年に和歌山労働局が臨検監督^{*1}を実施した事業場数は 1,646 件、うち労働関係法令違反が認められたとして是正勧告を行った事業場数は 1,233 件であり、違反率は 74.9%であった。

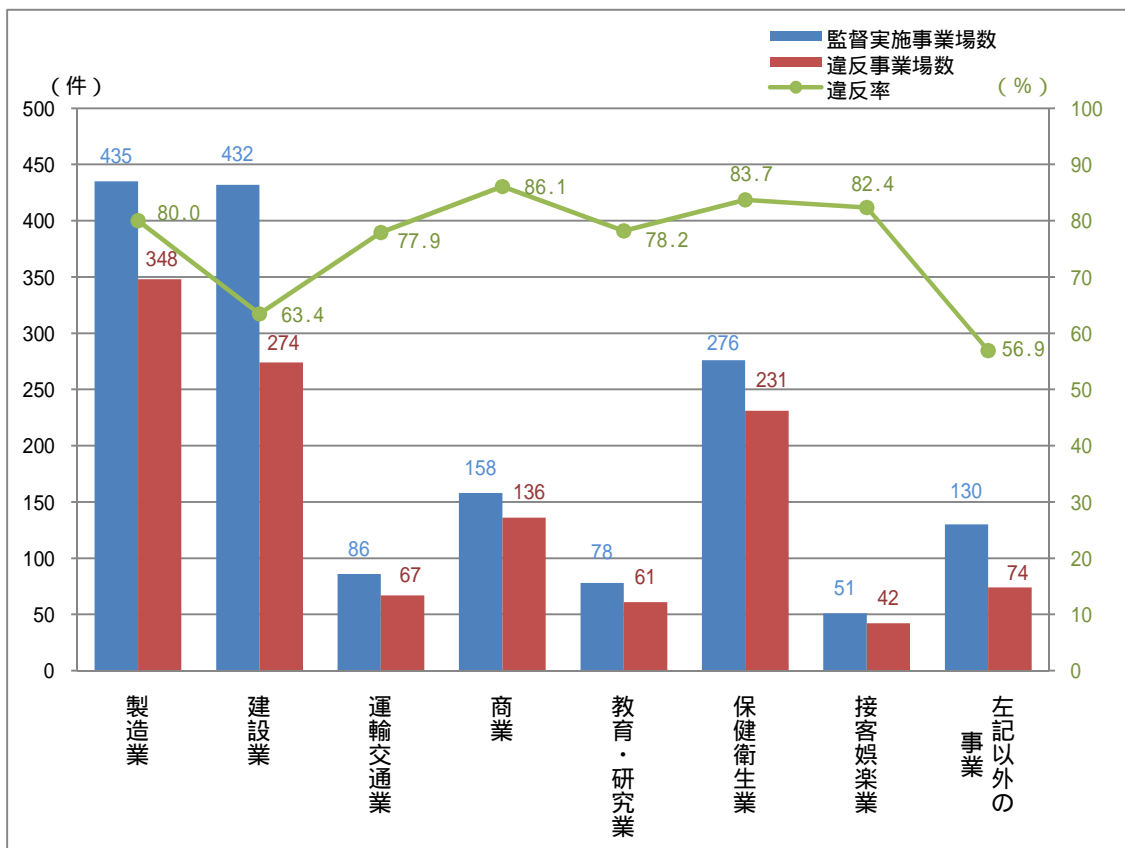
また、そのうち、労働災害発生の急迫した危険がある等の違反があったとして、125 の事業場（製造業 78 件、建設業 44 件、その他 3 件）に対して使用停止命令等の行政処分^{*2}を行った。

業種別の状況は図 1 のとおりであり、商業（86.1%）、保健衛生業（83.7%）、接客娯楽業（82.4%）、製造業（80.0%）の順に高い違反率となっている。

* 1 労働者からの申告に基づくもの、労働災害を契機とするものを除く。

* 2 安全措置を講じるまで機械等の設備の使用を停止したり、作業を禁止すること等。

図 1 平成 23 年度 業種別監督実施状況



* 監督実施事業場数が 50 件に満たない業種は、まとめて「左記以外の事業」とした。

2 主要な事項別の違反状況

法違反が認められた事項のうち、最も多かったのは労働時間に関する事項であり、440 事業場（26.7%）で法違反が認められた。以下、割増賃金に関する事項 361 件（21.9%）、安全基準に関する事項 353 件（21.4%）と続いている。（図 2 及び表 1 参照）

図2 主要事項別の違反状況

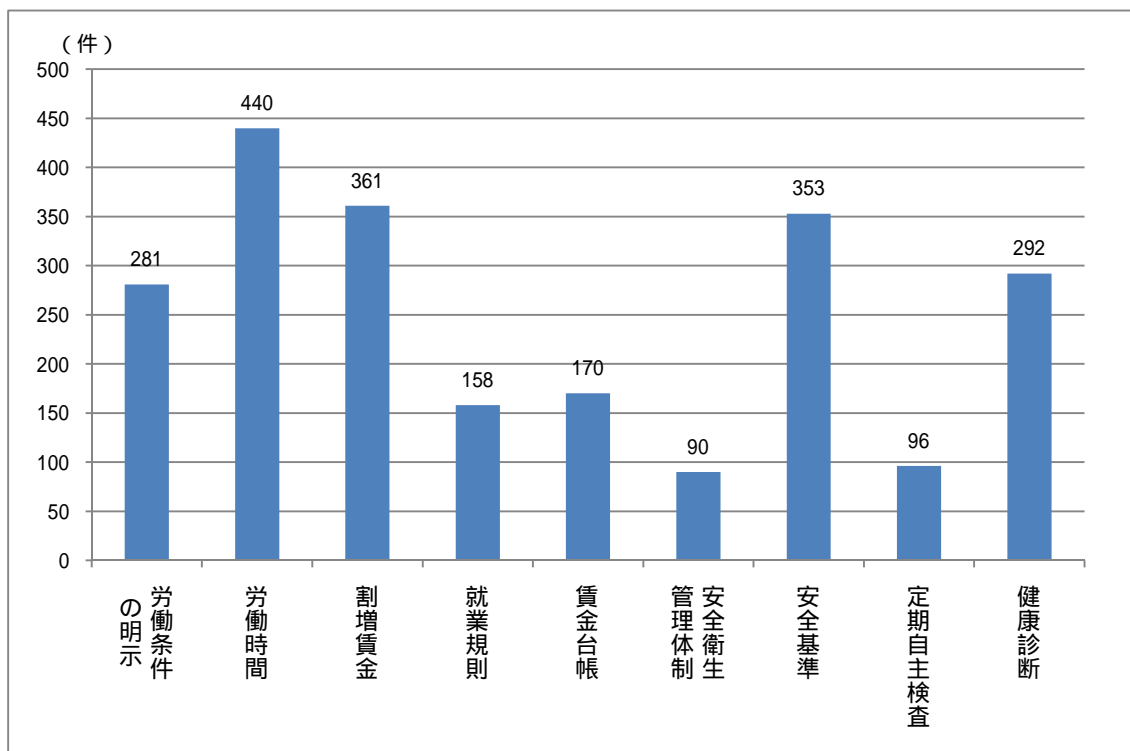


表1 事項別の主な違反事例

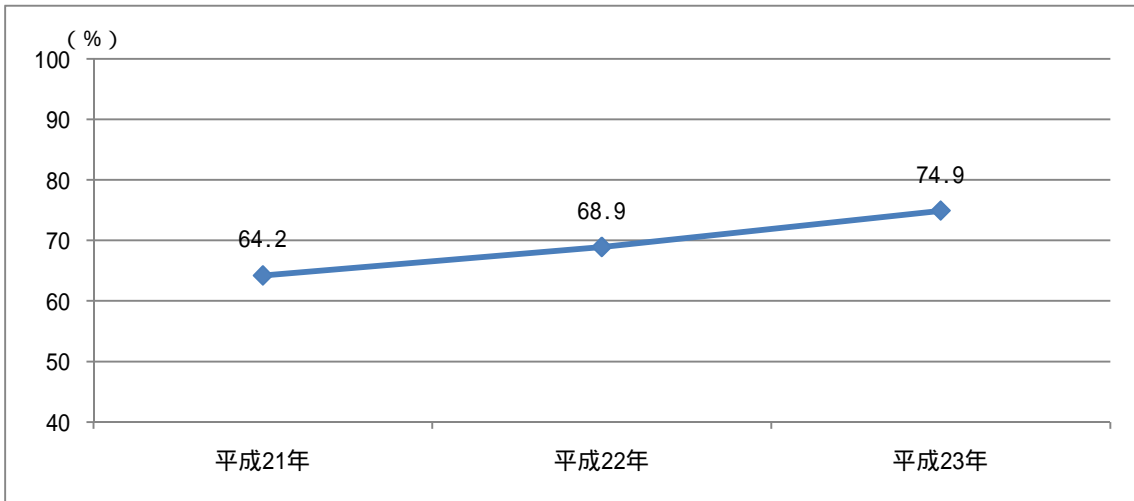
事項	主な違反事例
労働条件の明示 (労基法 15 条)	・労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 (労基法 32・40 条)	・労使協定の締結・届出なく法定労働時間(1週40時間又は1日8時間)を超えて労働させている。 ・労使協定の範囲を超えた長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	・時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 ・割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
就業規則 (労基法 89 条)	・10人以上の労働者を使用するのに、就業規則を作成していない。 ・作成又は変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していない。
賃金台帳 (労基法 108 条)	・事業場ごとに賃金台帳を調整していない。 ・手当額、労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していない。
安全衛生管理体制 (安衛法 11～12 条)	・安全管理者又は衛生管理者を選任していない。
安全基準 (安衛法 20～25 条)	・機械に有効な安全装置を設けていない。 ・墜落防止用の手すり等を設けていない。 ・防毒マスク等の有害物質へのばく露防止措置を講じていない。
定期自主検査 (安衛法 45 条)	・動力プレスやフォークリフト等の特定の機械について、法定の自主検査を行っていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	・1年以内ごとに1回、定期健康診断を行っていない。 ・有機溶剤業務・石綿除去作業等の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていない。

* 労基法：労働基準法 安衛法：労働安全衛生法

3 平成 21～23 年の違反率の推移

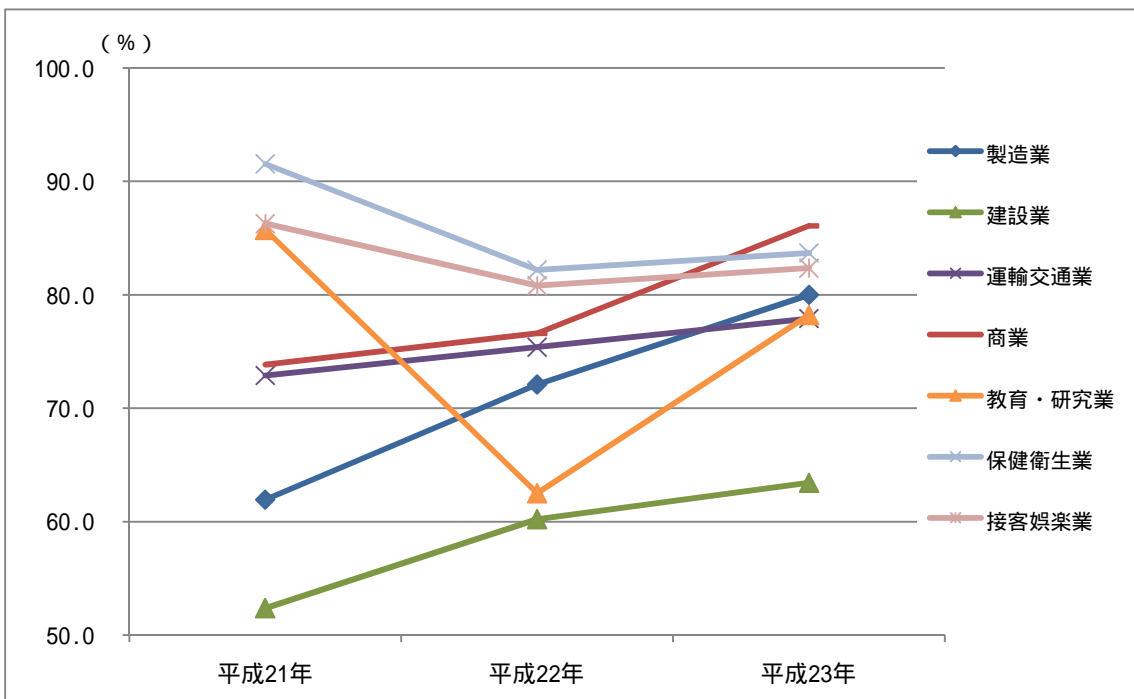
(1) 平成 21 年から 23 年において、違反率は図 3 - 1 のとおりであり、年々増加している傾向が見られる。

図 3 - 1 違反率の推移 (全件)



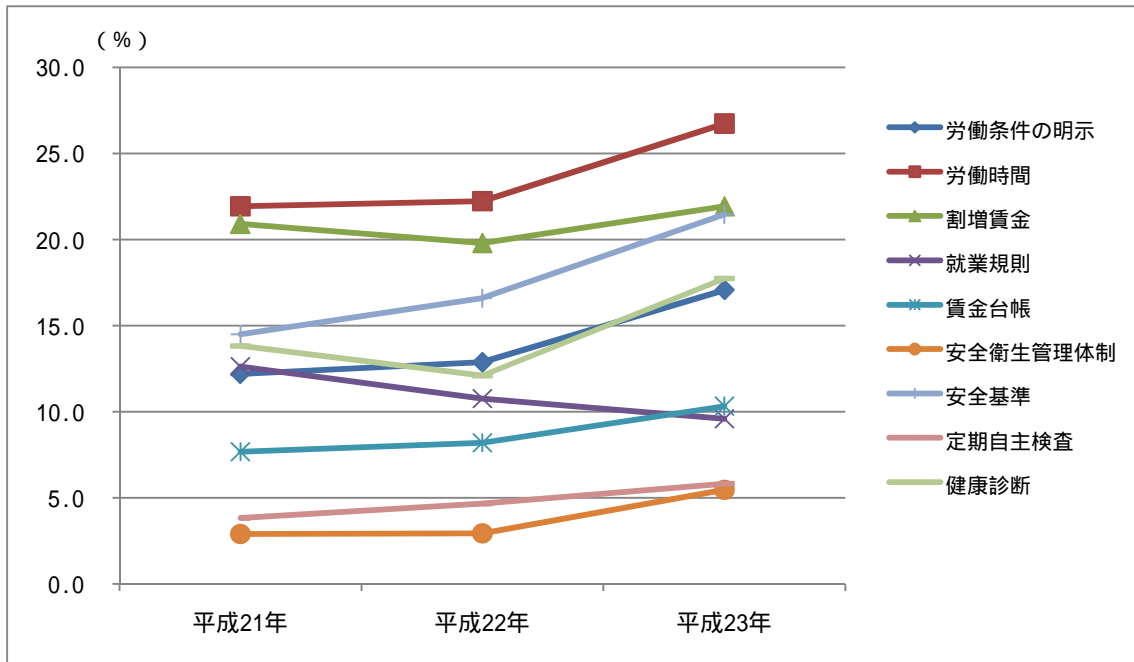
(2) 業種別では図 3 - 2 のとおり、製造業 (平成 21 年 61.9% 平成 23 年 80.0%)、建設業 (平成 21 年 52.4% 平成 23 年 63.4%)、運輸交通業 (平成 21 年 72.9% 平成 23 年 77.9%)、商業 (平成 21 年 73.9% 平成 23 年 86.1%) に違反率の増加傾向が見られる。

図 3 - 2 違反率の推移 (主要な 7 業種)



(3) 違反事項別では図3 - 3のとおり、労働条件の明示(平成21年12.2% 平成23年17.1%)、労働時間(平成21年21.9% 平成23年26.7%)、賃金台帳(平成21年7.7% 平成23年10.3%)安全基準(平成21年14.5% 平成23年21.4%)等多くの事項で違反率が年々増加しており、平成21年と平成23年の比較では就業規則を除く全ての事項において増加している。

図3 - 3 違反率の推移(違反事項別)



4 参考

表2 監督実施状況一覧（平成21～23年）

H21	場数 監督実施事業	違反事業場数	違反率	分事業場数 使用停止等処	示 労働条件の明	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	体制 安全衛生管理	安全基準	定期自主検査	健康診断
製造業	310	192	61.9	18	29	67	55	40	15	10	50	25	41
鉱業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	380	199	52.4	25	6	9	7	4	4	0	107	15	8
運輸交通業	59	43	72.9	0	17	22	23	12	12	3	0	4	20
貨物取扱業	7	4	57.1	0	1	1	2	0	0	1	2	0	1
農林業	22	17	77.3	2	4	3	2	2	4	0	6	0	3
畜産・水産業	4	4	100.0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0
商業	153	113	73.9	0	35	54	61	34	17	1	1	1	41
金融・広告業	7	6	85.7	0	0	3	0	1	2	0	0	0	1
映画・演劇業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信業	4	1	25.0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
教育・研究業	7	6	85.7	1	0	2	3	1	0	0	1	0	1
保健衛生業	71	65	91.5	0	14	37	34	23	12	9	1	0	11
接客娯楽業	51	44	86.3	0	19	25	27	13	12	9	0	0	17
清掃・と畜業	42	24	57.1	0	5	10	11	5	4	1	0	0	5
その他の事業	55	35	63.6	0	13	24	20	13	6	0	0	0	13
合計	1172	753	64.2	46	143	257	245	148	90	34	170	45	162

H22	場数 監督実施事業	違反事業場数	違反率	分事業場数 使用停止等処	示 労働条件の明	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	体制 安全衛生管理	安全基準	定期自主検査	健康診断
製造業	344	248	72.1	28	43	89	60	30	20	11	89	45	46
鉱業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	528	318	60.2	61	7	9	12	7	2	0	149	16	6
運輸交通業	65	49	75.4	0	16	26	12	9	14	2	0	3	17
貨物取扱業	2	2	100.0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
農林業	52	19	36.5	0	1	1	1	1	0	2	13	2	3
畜産・水産業	3	2	66.7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
商業	218	167	76.6	2	51	89	77	37	34	4	6	7	38
金融・広告業	6	4	66.7	0	0	0	1	1	3	0	0	0	1
映画・演劇業	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信業	3	1	33.3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
教育・研究業	8	5	62.5	0	2	4	4	0	0	1	0	0	0
保健衛生業	191	157	82.2	0	35	76	85	48	26	20	0	0	38
接客娯楽業	73	59	80.8	1	25	28	36	22	17	3	1	0	24
清掃・と畜業	24	22	91.7	0	10	13	8	8	8	1	1	0	8
その他の事業	44	22	50.0	0	10	11	13	5	4	1	0	0	6
合計	1561	1075	68.9	92	201	347	309	168	128	46	259	73	189

H23	監督実施事業 場数	違反事業場数	違反率	使用停止等処 分事業場数	示 労働条件の明	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	体制 安全衛生管理	安全基準	定期自主検査	健康診断
製造業	435	348	80.0	78	58	132	81	35	26	22	179	70	97
鉱業	1	1	100.0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
建設業	432	274	63.4	44	16	17	16	6	6	1	156	14	8
運輸交通業	86	67	77.9	0	18	42	23	11	13	7	3	6	24
貨物取扱業	1	1	100.0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
農林業	39	13	33.3	0	4	3	4	3	3	1	5	2	1
畜産・水産業	6	2	33.3	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1
商業	158	136	86.1	1	60	57	64	28	44	2	4	4	47
金融・広告業	16	11	68.8	0	0	6	11	2	0	0	0	0	0
映画・演劇業	1	1	100.0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
通信業	4	1	25.0	0	0	1	2	1	0	1	0	0	0
教育・研究業	78	61	78.2	0	32	29	19	16	13	5	0	0	23
保健衛生業	276	231	83.7	0	64	113	98	43	45	39	0	0	67
接客娯楽業	51	42	82.4	0	19	17	22	9	10	6	1	0	12
清掃・と畜業	13	8	61.5	0	4	2	7	0	2	1	1	0	0
その他の事業	49	36	73.5	0	5	20	14	4	6	5	2	0	11
合計	1646	1233	74.9	125	281	440	361	158	170	90	353	96	292